

KKR
こ こ ろ

年金だより

平成29年1月発行

No.118

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重 要>

- 平成28年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について 2頁
源泉徴収票に関する質問 3頁

<お知らせ>

- 「KKRねんきん案内」の同封について 4頁
各種証明書等の「自動受付サービス」をご利用ください
情報満載「KKRホームページ」をご覧ください
こんなときには届出を 5頁
全国年金相談会のご案内 6頁
読者のひろば、原稿・表紙写真募集 7頁
平成29年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先 8頁



「近畿のmatterホルン」 奈良県吉野郡

(大阪府) 上田 堅三さん

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

遺族(共済・厚生)年金、障害(共済・厚生)年金は非課税ですのでお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等の受給者の皆さまへ

平成28年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「平成28年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**平成29年1月中旬にお送りします。**

この源泉徴収票は、確定申告の際に必要なほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金、船員通算老齢年金を受給されている方

源泉徴収票の見本

源泉徴収票は、圧着式の「はがき」でお送りします。
開いていただくと、**源泉徴収票**があります。



平成 28 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											受給者番号	
	(フリガナ) 氏名	生年月日	明治	大正	昭和	平成	年	月	日				
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額							
所得税法第203条の3第1号適用分		千 円				千 円							
所得税法第203条の3第2号適用分													
所得税法第203条の3第3号適用分													
所得税法第203条の3第4号適用分													
本 人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			障害者の数		特別障害者		社会保険料の額		
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	特別障害者	円	
						人	人	人	人	人	人	円	
控除対象配偶者			控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族						
(フリガナ)	氏名	区分	(フリガナ)	氏名	区分	(フリガナ)	氏名	区分					
(摘要)			(フリガナ)	氏名	区分	(フリガナ)	氏名	区分					
支 払 者	法人番号	2 0 1 0 0 0 5 0 0 2 5 5 9											
	所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1											
	名称	国家公務員共済組合連合会											

見本

「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載してありません。

源泉徴収票に関する質問

質問 1 源泉徴収票の金額はいつからいつまでの金額を記載しているのですか。

答え 平成28年2月の定期支給期分から平成28年12月の定期支給期分までの金額となります。また、平成28年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から平成28年12月の定期支給期分までの金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのでしょうか。

答え 源泉徴収票を紛失された場合は、お電話やお手紙でご連絡をいただければ再発行を行い、当会年金部に登録されているご本人様の住所あてに郵送します。なお、ご連絡をいただいてから、源泉徴収票を郵送するまでにおおむね1週間程度かかります。

また、各種証明書等の「自動受付サービス」においても源泉徴収票の再発行ができますので、ご利用ください。(ご利用方法については、4頁をご覧ください。)

質問 3 源泉徴収票に個人番号が記入されていないのはなぜですか。

答え 税法上、本人に対して交付義務のある源泉徴収票について、個人番号の記載は不要とされているため、個人番号欄は斜線をひいてお送りしています。

確定申告について

■確定申告手続きの簡素化について

平成28年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

■確定申告書へのマイナンバーの記載等について

平成28年分以降の申告書には、

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示または写しの添付 が必要です。

<国税庁からのお願い>

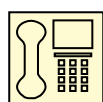
確定申告(還付申告)をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

「KKRねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「KKRねんきん案内」を同封しましたのでご活用ください。

なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



各種証明書等の「自動受付サービス」をご利用ください

「年金額改定通知書」等の各種証明書の(再)発行のご依頼につきましては、24時間受付の専用電話による『自動受付サービス』をご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

なお、平成28年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、平成29年1月23日から受付を行います。

(再)発行受付が
できる証明書等



①
年金額改定
通知書

②
年金支払
通知書

③
扶養親族等
申告書

④
源泉徴収票

(再)発行を希望されるときは・・・

- ① 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□ をメモして、
- ② (再)発行自動受付専用電話 ☎ 03-5212-2243 ヘダイヤルしてください。
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

(再)発行する証明書等につきましては、受付後おおむね1週間程度で、当会年金部に登録されているご本人様の住所あてに郵送します。

～皆さまに役立つ情報を満載～

「KKRホームページ」をご覧ください

国家公務員共済組合連合会(KKR)のホームページには、年金制度についての各種案内や皆さまからよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、各種届出用紙をダウンロードいただくこともできます。

その他、『宿泊施設(KKRホテルズ&リゾート)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



<http://www.kkr.or.jp/>

kkk 検索

こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、連合会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. ハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻等をしたとき（遺族）
11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき
12. 年金を受けている方が亡くなったとき （日本年金機構や他の共済組合から年金を受けているときはそれぞれに連絡をしてください）

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどの窓口でも受付します。（ただし上記4.を除きます）

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/index.html>

kkrr年金 検索

ホーム

▶ 厚生年金・退職等年金給付

▶ 届書ダウンロード



年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

全国年金相談会のご案内



今年度の年金相談会は全国各地で開催しており、1月から3月の間も下記の会場で開催いたします。また、来年度の年金相談会については、次号にてご案内する予定としておりますが、4月から6月までの開催については、下記の会場で開催する予定としております。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程（平成29年1月から3月）

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
長崎県長崎市	1月12日(木)	ホテルセントヒル長崎	大分県大分市	2月17日(金)	大分オアシスタワーホテル
佐賀県佐賀市	1月13日(金)	ホテルニューオータニ佐賀	和歌山県和歌山市	2月23日(木)	ホテルアバローム紀の国
岡山県岡山市	1月19日(木)	サン・ピーチOKAYAMA	大阪府大阪市	2月24日(金)	KKRホテル大阪
兵庫県神戸市	1月20日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘	奈良県奈良市	3月 2日(木)	ホテルリガーレ春日野
神奈川県横浜市	1月27日(金)	KKRポートヒル横浜	京都府京都市	3月 3日(金)	KKR京都くに荘
宮崎県宮崎市	2月 3日(金)	ひまわり荘	香川県高松市	3月 9日(木)	ルポール讃岐
鹿児島県鹿児島市	2月 8日(水)	ホテルウェルビューかごしま	徳島県徳島市	3月10日(金)	ホテル千秋閣
熊本県熊本市	2月 9日(木)	KKRホテル熊本	愛媛県松山市	3月17日(金)	KKR道後ゆづき
福岡県福岡市	2月10日(金)	KKRホテル博多	千葉県千葉市	3月24日(金)	ホテルプラザ菜の花

◆平成29年4月から6月の開催予定 ※こちらのご予約は、平成29年3月1日から承ります。

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
茨城県つくば市	4月14日(金)	オークラフロンティアつくば	大阪府大阪市	6月 8日(木)	KKRホテル大阪
埼玉県さいたま市	4月21日(金)	ホテルプリランテ武蔵野	京都府京都市	6月 9日(金)	KKR京都くに荘
愛知県名古屋市	5月23日(火)	KKRホテル名古屋	宮城県仙台市	6月13日(火)	仙台ガーデンパレス
石川県金沢市	5月30日(火)	KKRホテル金沢	熊本県熊本市	6月15日(木)	KKRホテル熊本
広島県広島市	6月 2日(金)	KKRホテル広島	福岡県福岡市	6月16日(金)	KKRホテル博多
香川県高松市	6月 6日(火)	ルポール讃岐	北海道札幌市	6月20日(火)	KKRホテル札幌

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆東京では年金相談室を常設しています

連合会本部に年金相談室を常設し、年金のご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南

1-1-10 九段合同庁舎内

(相談受付:9:00~17:30)

土日祝日・年末年始休

※予約は不要です



私の大切な全国の友人たち

今から13年前に東京の研修所で出合った9名のメンバーで、年に1度の小旅行を行っている。

南は沖縄から北は秋田までのメンバーが輪番で、主に自分の県を巡り、旅行ガイドもどきとなり、皆を案内するというスタイルである。現地集合、現地解散を基本としている。

今年は5月の富山に集合し、黒部の新緑と温泉を楽しんだ。私の茨城では、凜とした香り漂う3月の水戸で、梅林散策を味わっていただいた。

群馬では浅間の山並みが心地良かったし、栃木ではすがすがしい清流下りを満喫した。その他にも、夏のお祭り、大名庭園、陶器市、コバルトブルーの海etc、おかげさまで思い出がたくさんできた。

楽しい旅も順調に経過し、すでに13回に達し、現在、2度目のサイクルが廻っている。当時の研修所での夕食後、この旅行を提案された佐賀の友人のリーダーシップに本当に感謝している。

来年は三重の予定である。真珠の如く美しいであろう伊勢志摩の風景と、1年ぶりのメンバーとの再会が待ち遠しい限りである。

また楽しい旅に元気に参加できるよう、毎日の健康維持に努めている。



茨城県 川崎 みつ江さん (68歳)

私の大切なもの「上司からの土産」

わたしは、濃いワイン色の万年筆を持っている。それは、かれこれ30年ほど前、上司が欧州旅行した土産にいただいたものである。世界的に有名なモンブラン万年筆である。今は亡き尊敬する上司が「ほら、土産！」と、さり気なく差し出したのを「どうも」と、素っ気なく受け取った思い出がこの万年筆にはある。その“さり気なく素っ気ない”やりとりとは裏腹に心のこもったプレゼントを今も大事に使用している。

この万年筆のデザインは、1924年以降不変だという。キャップの「ホワイトスター」と呼ばれる六角形の白いロゴマークは、ヨーロッパ最高峰の山、モンブランの山頂を覆う万年雪を表し、ペン先には、その山の標高である「4810」が刻まれている。

いただいておりますながら礼に欠けるが、この万年筆は土産用に作られたものであろう。だから、それほど高価でないかも知れない。しかし、実に指にフィットし、滑らかな書き心地である。色は、一見、女性向けのようなのだが、それでも大変気に入っている。

昨今、ワープロを使うことが多くなり、この万年筆の使用頻度は、かなり落ちてきている。でも、この万年筆は、わたしの掛け替えのない最高の愛用品である。これまで大事に使ってきたので、いまだに新品のような輝きを見せている。上司の思い出とともに、大切にしたい逸品である。

大分県 挾間 康さん (71歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成29年5月号の本誌の表紙写真を募集します。

5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。








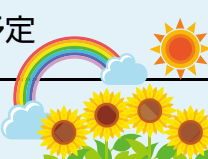


写真は、Lまたは2Lサイズのプリント（横写真）で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は平成29年2月28日です。



平成29年 **KKR** 年金カレンダー

事情により日程が変わることもあります。

定期支給日	時期	発送などの予定
 15日 定期支給期 (12月・1月分)	1月	中旬 『平成28年分 公的年金等の源泉徴収票』 (はがき形式) 発送予定
 14日 定期支給期 (2月・3月分)	2月 3月	2月16日 3月15日 平成28年分 所得税の確定申告
 15日 定期支給期 (4月・5月分)	4月	
 15日 定期支給期 (6月・7月分)	5月	下旬 『KKR年金だより119号』 発送予定
 15日 定期支給期 (8月・9月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定
 13日 定期支給期 (10月・11月分)	8月	
 15日 定期支給期 (10月・11月分)	10月	初旬 『KKR年金だより120号』 発送予定 『平成30年分 公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書』 発送予定
 15日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だより121号』 発送予定

(※) 『年金支払通知書』は、毎年6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- ・年金の「受取機関変更届」は、**毎支給月の前月(奇数月)の10日までに連合会年金部に届くように投函**してください。
- ・書類に不備(金融機関の確認印洩れ)などがありますと、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- ・変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- ・届出様式が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。
※KKRホームページからも印刷することができます。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
☎ 03 (3265) 8141 (代表)

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKR ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)

kkR年金 検索 